

指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

グループホーム 菜の花

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 医療法人さくら会が運営するグループホーム〔以下(施設)という〕が行う指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業〔以下(事業)という〕の適正な運営を確保する為に、人員及び管理・運営に関する事項を定め、施設の介護従事者が、要支援状態で認知症の状態にある者に対し、グループで共同生活を営みながら、その住居において適正な指定介護予防指定認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とします。

(運営方針)

第2条 施設の職員等は、要支援者で認知症の状態にある者（認知症に伴い著しい精神症状や行動異常がある者、認知症原因の疾患が急性の状態にある者を除く）に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を家庭的な環境の中で営む事が出来るよう、利用者の心身等の状況に応じてグループで共同生活を営み、その住居において入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話及び、機能訓練を受ける事を提供することを、その運営方針とします。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称、及び所在地は次のとおりとします。

- ① 名 称： グループホーム 菜の花
- ② 所在地： 愛媛県東温市志津川 91 番地 3

(職員の職種、及び員数、並びに職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種・員数及び職務内容は次のとおりとします。

- ① 管 理 者： 1名（常勤）（介護従事者兼務）
管理者は施設の職員の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。
- ② 計画作成担当者： 2名（介護従事者兼務1名）
（介護支援専門員1名）
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう、介護計画を作成するとともに、連携する介護保険施設・医療機関等との連絡、調整を行います。
- ③ 介 護 従 事 者： 13名（常勤）、6名（非常勤）
介護従事者は、介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたります。

(利用定員)

第5条 施設の定員は1ユニット(9名)×3ユニット、27名とします。

(生活介護の内容)

第6条 生活介護の内容は、次のとおりとします。

- ① 住居及び食事の提供を行い、利用者に対して食事・入浴及び排泄等の援助を行います。
- ② 日常生活を通じた生活介護を行う観点から、施設での食事は原則として利用者と職員が共同で調理して行うよう努めます。
- ③ 利用者の身体的・精神的状況の、的確な把握に努めるとともに、症状等に応じて医療機関への受診を図るなど、適切な対応を行います。
- ④ 利用者に対して、金銭管理の指導・健康管理の助言等の生活指導を行うとともに、緊急時の対応を行います。
- ⑤ グループホームの特性を活かした、個別援助計画を作成し利用者が安心して生活を送れるよう、援助を行います。
- ⑥ 家族との連携、及び利用者と家族、地域住民との交流の場の確保に努めます。

(利用料等、その他の費用額)

第7条 利用料、その他の費用については次のとおりとします。

- ① 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護が、法廷受領代理サービスであるときは、その1割の額とします。一定以上の所得のある方は負担割合に応じた額となります。
- ② 別表に掲げる費用については別に利用料の支払いを受けるものとします。原則として、別表に定める費用以外の徴収は行わないが、その他日常生活に係わる費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明し同意を得たものに限り、徴収します。
- ③ 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は、その家族に対して事前に文書で提供するサービス内容と負担額を説明し、同意を得るものとします。

(入・退居)

第8条 入・退居については、次のとおりとします。

- ① 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所への入居にあたっては、主治医の診断書等に基づき、認知症状態にあることを確認します。
- ② 入居者が入院治療を要する場合は、協力病院・医院、又は介護施設を紹介します。

(介護の取り扱い方針)

第9条 利用者又は、他の利用者等の生命及び身体を保護する為、緊急・止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動制限を行いません。

(入居にあたっての留意事項)

第10条 利用者は施設内で次の行為をしてはいけません。

- ① 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益の為に他人の自由を侵すこと。
- ② 喧嘩・口論・泥酔等で、他の入居者に迷惑を及ぼすこと。
- ③ 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ④ 指定した場所以外で、火気を用いること。
- ⑤ 故意に、事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(非常災害対策)

第11条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画、及び風水害・地震等の災害に対処する計画に基づき、又消防法第8条に規定する防火管理者を設置して、非常災害対策を行います。

- ① 防火管理者は事業所管理者を、火元責任者には事業所介護職員を充てます。
- ② 始業時・終業時には、火災危険防止の為に自主的に点検を行います。
- ③ 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼します。
点検の際は、防火管理者が立ち会います。
- ④ 非常災害用設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- ⑤ 火災や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたるものとします。
- ⑥ 防火管理者は、従業員に対して防火教育・消防訓練を実施します。
ア 防火教育、及び基礎訓練、利用者を含めた総合訓練(消火・通報・避難)年2回以上
イ 非常災害用設備の使用方法的徹底
随 時

(虐待防止のための措置)

第12条 施設は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待の発生またはその再発を防止するため次に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 施設における虐待防止のための指針を整備する。
- ② 施設における虐待防止のための検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、定期的に(年2回以上)を開催するとともに委員会での検討結果を職員に周知徹底する。
- ③ 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に(年2回以上)開催する。
- ④ 虐待防止に関する担当者は介護支援専門員とする

(職員の資質向上)

第13条 施設の職員の資質向上を図る為、次のような研修の機会を設けます。
又、業務体制を整備します。

- ① 採用時研修： 採用時に研修をします。
その後も、必要に応じた研修の機会を設けます。

(守秘義務)

第14条 職員は業務上知り得た、利用者又はその家族の秘密を保持するものとします。

- ① 職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為に、職員は勤務期間中及び退職後においても、これらの秘密を保持する旨の内容を記載した、誓約書を提出させるものとします。

(その他)

第15条 この規程に定める事項以外の運営に関する重要事項は、設置者と管理者との協議に基づいて定めるものとします。

(附 則) この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成19年	3月20日から改定施行する。
この規程は、平成20年	6月 1日から改定施行する。
この規程は、平成21年	4月 1日から改定施行する。
この規程は、平成22年	7月11日から改定施行する。
この規程は、平成24年	7月 1日から改定施行する。
この規程は、平成26年	4月 1日から改定施行する。
この規程は、平成27年	4月 1日から改定施行する。
この規程は、平成30年	4月16日から改定施行する。
この規程は、令和 2年	7月31日から改定施行する。
この規程は、令和 4年	7月16日から改定施行する。
この規定は、令和 4年	7月16日から改定施行する。
この規定は 令和 6年	4月 1日から改定施行する。